

## 慈光こども園 新型コロナウイルス感染症への対応基本ルール

### 【予防対策】

#### (1) 手指の衛生

手指の衛生には、流水と石鹼による 30 秒以上の手洗い、15 秒以上のアルコール消毒液を用いた消毒を行う。

#### 手洗い・消毒を行う場面

(職員) 出勤時、保育室入室前、飲み物や食事を準備する前後、食事介助の前後、おむつ交換や排泄介助後、鼻水や唾液、血液などに触れた後、戸外活動の後、休憩前後などに行う。

(園児) 登園時(保護者の方も施設に入る場合は消毒を行う)、飲み物や食事の前後、トイレの使用後、鼻水や唾液などが手に付着した時、戸外活動や動物・植物・昆虫などに触れた時などに行う。

#### 手洗いで注意すべきこと

- ・液体石鹼を使用する。つぎ足し補充はせず、空になった容器を清潔・乾燥させて補充を行う。
- ・タオルの共有は禁止し、使い捨てのペーパータオルを用いる。

#### 手洗い・消毒指導

- ・日常保育の中で繰り返し指導を行い、正しく行えるようにする。

#### (2) マスク着用

#### 職員のマスクについて

- ・原則不織布のマスクを着用し、1日に1～2回程度交換する。(昼食時にマスクを外した場合は必ず)
- ・マスクを破棄する時は、専用の蓋付ゴミ箱に入れ、保育終了後に密封した状態でまとめて破棄する。
- ・破棄を行う職員は必ずマスク、手袋を着用する。

#### 園児のマスクについて

- ・園児のマスクについては、特に2歳未満の園児について窒息などのリスクがある為着用はさせない。
- ・3歳以上児クラスの園児についても、マスクを適切に扱えない事(頻繁に触れる、正しく着用しないなど)によりリスクが増す事も考慮して、原則着用はさせない。(家庭の判断により、着用する場合はその限りではない)

### (3) 環境衛生

#### 消毒剤

- ・消毒を行う際は、スプレータイプで散布すると、ウイルスを舞い上げたり、消毒者が吸い込むことから、ペーパーに染み込ませて作業を行う。また、作業中は換気を行い、マスク・手袋を着用する。

#### 施設内の消毒

- ・高頻度接触部位（人がよく触れるドアノブや電気のスイッチ、ロッカー、パソコン端末、電話機、机や椅子、階段の手すり、トイレの水洗レバーなど）は、1日1回以上の消毒を行う。
- ・園児の使うコップトレイ、タオル掛け、机、椅子など、1日1回以上の消毒を行う。
- ・トイレのドアや蛇口や水回り、便器、床、トイレサンダルなどは次亜塩素酸ナトリウムを用いて1日1回以上の消毒を行う。

#### おもちゃの衛生

- ・使用後又は保育終了後には、できる限り洗浄又は消毒を行う。
- ・乳幼児については、口に入れやすいので、特に注意を払う。

### (4) 職員体制

- ・職員が発熱、頭痛、倦怠感、咳、咽頭痛、胸の痛み、下痢や嘔吐、味覚・嗅覚障害などの体調不良を訴える場合は、勤務を控える。
- ・通常と異なるクラスに入って保育を行った場合は「時間」と「入ったクラス」を引き継ぎ簿に記録しておく。

### (5) 施設関係者以外の対応

- ・業者などの訪問者の出入りについては、できるだけ電話等での対応、又は玄関での対応とする。やむを得ず施設内に入る場合（施設内工事、物品の搬入、保護者の施設見学、実習生など）には、必ず手指消毒・検温を行い、訪問記録ノートに「時間、名前、目的、検温結果」を記録する。

## 【保育生活における対策】

#### 食事

- ・食事の介助に入る職員は必ず手を洗い、消毒をした上で行う。介助に入った職員は、介助の途中で他の業務を行わないようにし、やむを得ず他の業務を途中で行った場合には、再度手の洗浄・消毒を行う。
- ・食事介助中は、園児の唾液などが手に付着しやすいため、普段以上に自分の手で目や鼻、口に触れな

いように気をつける。

- ・職員の食事は、周囲との距離を取り、時間をずらして摂るようにする。また、食事中は会話を控える。
- ・おかわりや食事の援助などを行う職員は、先に食事を済ませるなどの体制を整える。

### 排泄

- ・トイレの使用、おむつ交換については、その他の感染症対策に準じて行う。
- ・職員は決められたトイレを使用し、使用後は便座を消毒し、蓋をしてから流す。

### 午睡

- ・子ども同士の間隔をできるだけ離すか、足と頭を互い違いにするなどの工夫をする。また、咳や鼻水、その他体調不良の園児については、距離を置いて寝かせるようにする。必要に応じて別室で寝かせるなどの対応を行う。
- ・呼吸のチェックは、胸に軽く手を当て、胸の動きで確認をする。口元に手を持って行って確認した場合は、その都度手指の消毒を行う。

### 着替え

- ・衣類が汚れた場合は、こまめに着替えさせ、汚れた衣服は袋に入れて自宅に持って帰ってもらう。
- ・職員も園児の唾液や鼻水などが付着した場合は、こまめに着替える。
- ・園児も職員も通常よりも多めに着替えを用意しておく。

### 保育活動

- ・コロナ感染症が拡大している期間中の保育や行事については、必要に応じて規模を縮小したり、中止にしたりする。オンラインを利用することも検討する。

## 【健康観察】

### 職員

- ・出勤前に検温と健康観察を行う。
- ・出勤したら玄関にて手指消毒をした後、検温を行う。昼食後にも同様に行う。
- ・休日を含めて、勤務時間外の簡単な行動記録を取っておく。

### 園児・保護者

- ・登園前に子どもの検温・健康チェックを行い「健康チェックカード」に必要事項を記入する。
- ・登降園時には健康状態や保育に必要な最低限の連絡事項以外の会話はなるべく控え、必要に応じて連絡カードやノート、電話を活用する。

- ・本人や家族の中で体調不良の人、PCR 検査を受診した人、濃厚接触者に指定された人が居る場合はその旨を職員に伝える。PCR 検査を受診した人や濃厚接触者の人が家族にいる場合、きょうだい児を含めて登園を控えてもらう。
- ・2 歳以下のクラスの登園の際、保護者の方は入室前にアルコール消毒→検温を行う。検温の結果、37.5 度以上あった場合は、その旨を職員に伝え、保育室には入室しない。
- ・3 歳以上児クラスにおいては、保護者は原則入室しない。やむを得ず入室する場合は、職員に声を掛け、消毒と検温をしてから入室する。
- ・登園したら 2 歳以下のクラスでは保護者の方が、3 歳以上児クラスでは職員がそれぞれ園児の検温を行う。その際「37.5 度」以上あった場合、もしくは体調の様子によっては当園を控えてもらう。
- ・きょうだい児が本園と分園にいる場合は、「本園→分園」の順に登園させる。降園は「分園→本園」の順で行う。（\*なるべくきょうだい児の入室機会を減らすため）

## 【体調不良時の対応】

### 保育中に体調不良となった場合

- ・医務室等の隔離した部屋・スペースで保育をし、観察する。
- ・保護者に症状を伝え、速やかなお迎えを依頼する。
- ・体調不良の園児が複数人発生した場合には、園児と園児の距離を十分に空ける。
- ・保育者は体調不良児と接する毎に手指衛生を行う。
- ・体調不良児が過ごした部屋は、換気した上で、消毒清掃を行う。
- ・トイレは他児とできるだけ接触のないように使用するか、一時的に場所を指定して、他の園児が使用しないようにする。
- ・使用したトイレは便座、水洗レバー、ドアノブ等を職員が消毒する。

### 降園時、降園後の対応

- ・お迎えの際に体調の経過を伝え、体調不良後に使用したコットシートや掛け布団は返却して、洗濯を依頼する。
- ・降園後、職員はマスクと手袋を着用し、園児に使用した体温計、机、椅子などを消毒する。使用したマスクと手袋は専用の蓋付ゴミ箱に入れ、密閉して破棄する。

(参考図書『保育所・幼稚園 危機管理マニュアル』新日本法規)